

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	図書自動（セルフ）貸出機導入に伴う図書館システム構築業務委託
担当部・課名	生涯学習部 図書館
契約相手方の名称（商号）及び所在地	富士通 Japan 株式会社 大阪市北区梅田 3-3-10
契約金額（税込）	1,819,018 円
契約締結日	令和 3 年 7 月 1 日
契約期間	契約締結日～令和 3 年 11 月 30 日
根拠規定（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）	<p>■ 第 2 号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第 8 号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本契約は、現在使用中の図書館システムに、新たにセルフ貸出機能を組み込み込むためのシステム構築委託であり、使用中の図書館システムと不可分である。 以上の理由により、本業務を委託できるのは、富士通 Japan 株式会社をおいて他になく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託
担当部・課名	健康福祉部・保険年金課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	ジェイエムシー株式会社 大阪支店 大阪府大阪市福島区福島 7-20-1 KM西梅田ビル 14F
契約金額（税込）	4, 378, 000円
契約締結日	令和3年7月1日
契約期間	契約締結の日から令和4年3月31日まで
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバーハウス等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、第2期阪南市国民健康保険保健事業実施計画等に基づく保健事業をP D C Aサイクルに沿って効果的・効率的な実施には、価格のみでなく、事業者のスペック、サポート内容等を総合的に審査し、事業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式による事業者の選定を行うこととした。</p> <p>ジェイエムシー株式会社大阪支店は、本業務の目的を踏まえた事業企画がされていること及びまた独自開発したITツールの活用など独自の提案したことに加え、コロナ禍での事業実績を踏まえ、柔軟な指導方法への対応が可能である旨の説明もなされたこと、また他自治体での安定した実績があることが高く評価できるとして、本業務に適した契約候補者として決定した。</p> <p>以上のことより、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりジェイエムシー株式会社大阪支店と随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給業務労働者派遣基本契約	
担当部・課名	健康福祉部 生活支援課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社フルキャスト 堺市堺区戒島町3-22-1 南海堺駅ビル3階	
契約金額（税込）	6,039,000円	
契約締結日	令和3年7月1日	
契約期間	契約締結日～令和3年12月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<input type="checkbox"/> 第2号 □契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき □特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき □試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき □市の行為を秘密にする必要があるとき □国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき □学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき □土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき □運送又は保管をさせるとき □プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	隨意契約理由	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業については、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の実施に必要な契約の締結について」(令和3年6月17日付厚生労働省社会・援護局 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室連盟事務連絡)に記載のとおり、事業の趣旨・目的に照らし、法令の規定により委託等をすることが制限される事務を除き、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当する。 よって、施行令第167条の2第1項第5号に基づき、株式会社フルキャストと随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市職員健康診断等業務委託（阪南市職員）
担当部・課名	総務部秘書人事課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般財団法人 近畿健康管理センター 大阪事業部 大阪市淀川区西宮原 1-3-5
契約金額（税込）	5,768,510 円
契約締結日	令和3年7月6日
契約期間	契約締結日～令和4年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シレバーリー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 <input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき <input checked="" type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	<p>令和3年3月17日に6者を指名して入札を行ったが、5者が辞退し、1者が欠席したため、不調となった。仕様書を見直し、再度入札を令和3年5月18日に行つたが、指名した6者全てが辞退したため、不調になった。</p> <p>以上のように、本市指名登録業者の中から調達することが困難であるため、過去に本市の健康診断業務を実施した経験がある一般財団法人近畿健康管理センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市職員健康診断等業務委託（阪南市消防団員）
担当部・課名	総務部 危機管理課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般財団法人 近畿健康管理センター 大阪事業部 大阪市淀川区西宮原 1-3-5
契約金額（税込）	704,000 円
契約締結日	令和3年7月6日
契約期間	契約締結日～令和4年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>令和3年3月17日に6者を指名して入札を行ったが、5者が辞退し、1者が欠席したため、不調となった。仕様書を見直し、再度入札を令和3年5月18日に行なったが、指名した6者全てが辞退したため、不調になった。</p> <p>以上のように、本市指名登録業者の中から調達することが困難であるため、過去に本市の健康診断業務を実施した経験がある一般財団法人近畿健康管理センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市職員健康診断等業務委託（阪南市公立学校教職員等）
担当部・課名	生涯学習部 教育総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般財団法人 近畿健康管理センター 大阪事業部 大阪市淀川区西宮原 1-3-5
契約金額（税込）	2,611,950 円
契約締結日	令和3年7月6日
契約期間	契約締結日～令和4年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は芸術の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバーリースセンター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>令和3年3月17日に6者を指名して入札を行ったが、5者が辞退し、1者が欠席したため、不調となった。仕様書を見直し、再度入札を令和3年5月18日に行つたが、指名した6者全てが辞退したため、不調になった。</p> <p>以上のように、本市指名登録業者の中から調達することが困難であるため、過去に本市の健康診断業務を実施した経験がある一般財団法人近畿健康管理センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和4年度の固定資産税（土地）の価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会 大阪市中央区今橋1丁目6番19号コルマーベル9階
契約金額（税込）	2,164,800円（税込）
契約締結日	令和3年7月13日
契約期間	契約締結日～令和4年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務委託は、単に固定資産の鑑定評価を行うのではなく、広域での比較調整が必要であり、大阪府で定められている固定資産鑑定評価員会議ブロックで、同ブロックに所属する貝塚市以南の全市町が公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会と業務委託契約を締結し、鑑定士同士の調整を行っている。</p> <p>以上のような理由により、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>

随意契約案件及び理由書

契約案件名	執務室移転に伴う電算機器移設委託
担当部・課名	市民部 市民課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22
契約金額（税込）	2,153,140 円
契約締結日	令和3年7月14日
契約期間	契約締結日から令和3年7月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき □ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき □ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき □ 市の行為を秘密にする必要があるとき □ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき □ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき □ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき □ 運送又は保管をさせるとき □ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本委託業務は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の取り組みとして、来庁者の3密を回避するため、執務スペースを拡張するのに合わせ、既存の執務スペース内の基幹系システム等の電子機器を移設し、その配線等の整備を実施するものである。</p> <p>電子機器の移設及び配線整備等を予定している基幹系システムは主に株南大阪電子計算センターが導入し、ソフトウェアを含めたシステム全体の保守を実施している。移設時における障害発生時の復旧に向けた迅速な対応も踏まえ、システムを導入・構築した株南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは株南大阪電子計算センターにおいて他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	介護保険システム介護報酬改定等対応業務委託
担当部・課名	健康福祉部介護保険課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1,980,000円
契約締結日	令和3年7月16日
契約期間	契約締結日～令和3年7月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本委託業務は、現在運用している本市介護保険システムについて令和3年8月1日より適用となる介護報酬改定等の改定について対応するものであり、同システムを同一業者以外のものに履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがあるため、開発運用している株式会社南大阪電子計算センターでなければ対応できない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは南大阪電子計算センター株式会社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市総合防災マップ再作成業務委託
担当部・課名	総務部 危機管理課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社パスコ 大阪支店 大阪府浪速区湊町1丁目2番3号
契約金額(税込)	¥6,820,000円
契約締結日	令和3年7月20日
契約期間	契約締結日～令和4年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号</p> <p>□契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>■プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本委託業務は、土砂災害、洪水、高潮、津波、地震等のハザード情報をわかりやすく地図に表現した総合防災マップについて再作成を行う業務であり、価格だけでなく、地図面や情報面のデザイン性及び簡潔さの観点から契約相手方の選定を行う必要がある。このため、「阪南市総合防災マップ再作成業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>同選定委員会では、上記契約相手方が本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していることに加え、デザイン性及び簡潔さの観点において優れた提案もなされたことから本業務の委託候補者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	運動・スポーツ習慣化促進事業業務委託	
担当部・課名	健康福祉部 介護保険課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	学校法人関西医科大学 大阪府枚方市新町2丁目5番1号	
契約金額（税込）	9,335,000円	
契約締結日	令和3年7月20日	
契約期間	契約締結の日～令和4年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>	
	随意契約理由	<p>本事業は新型コロナウイルス重症化リスクが高まる高齢かつ基礎疾患持ちの市民に対して運動指導を行うため、以下のすべての条件を有する必要があり、他の事業者では実施不可能である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高齢者や基礎疾患に関する高度な医学的知識を有する ② 医師・運動指導者・ユーザーを結ぶオンライン情報システムの提供が可能である ③ 上記オンライン情報システムを活用した運動指導の経験を有する ④ スポーツ専門医による運動処方の発行経験を有する ⑤ 高齢者や基礎疾患に対する運動指導方法に関する研修実績を有する <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>